

## 学校統合時の在校生に係る小中学校の継続における特例措置について

### 1. 背景及び目的

#### (1) 新たな学校づくり推進計画における小・中学校区の整合

町田市新たな学校づくり推進計画における適正規模・適正配置の基本的な考え方として、学区統合時に小・中学校区の整合を可能な限り図るものとしています。これは、学区の見直しにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるよう小学校と中学校の学区を整合させるものです。

2025年度に小学校の統合が予定されている本町田地区及び南成瀬地区においては、この考え方に基づき、本町田ひなた小学校の学区の全域を町田第三中学校の学区に、成瀬小学校の学区は南成瀬中学校の学区に変更します。

変更時期は、統合時の小学6年生が同じ中学校に進学するよう2026年度からとします。ただし、変更の対象は、新中学1年生のみとし当該地区から既に中学校に進学している在校生はそのまま在籍することとします。



#### (2) 特例措置の必要性

学校統合に伴う小中学校の継続についての具体的な学区変更時期については、新たな学校づくり推進計画において当初小学校及び中学校の統合時期それぞれ別々に行うと定められていました。

しかし、地区により小中の統合時期が異なること等様々な課題があることから、中学校区の変更時期について（１）の内容に 2023 年 6 月に変更しました。  
変更内容については、2023 年 6 月の定例教育委員会で報告しています。

しかしながら、本町田東小学校の在校生については、現在の本町田東小学区の中  
中学校区全体が薬師中学校から町田第三中学校に変わることから、在校生の中には、  
当初の想定と異なる進学先に不安を感じている児童が一定数いることが想定できま  
す。

こうした在校生に対しての配慮、激変緩和の措置として、小中学校の継続校につ  
いて、変更前・変更後双方の進学先を選べるよう、以下の特例措置を定めるもので  
す。

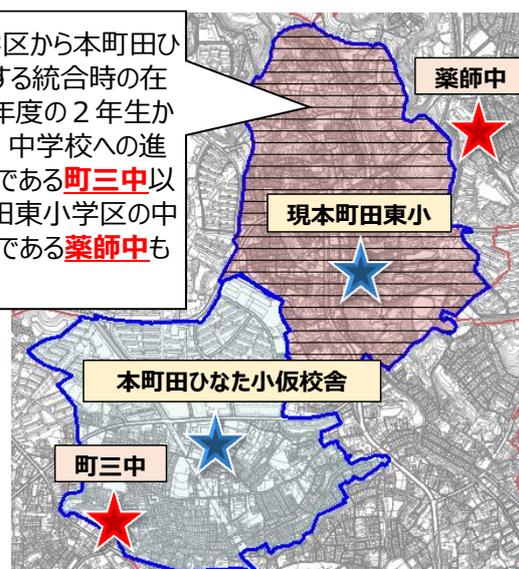
## 2. 特例措置の内容

### （１） 統合時の本町田東小学校在校生への小中学校の継続に係る特例措置

#### ① 特例措置の内容

本町田東小学区から本町田ひなた小  
へ通学する統合時の在校生（2025 年度  
統合時の 2 年生から 6 年生）は、中学  
校への進学時に本町田ひなた小学区の  
中学校の指定校である町田第三中学校  
以外に、現本町田東小学区の中学校の指  
定校である薬師中学校も選択できるこ  
ととします。

本町田東小学区から本町田ひ  
なた小へ通学する統合時の在  
校生（2025年度の2年生か  
ら6年生）は、中学校への進  
学時に指定校である町三中以  
外に、現本町田東小学区の中  
学校の指定校である薬師中も  
選択できる。



#### ② 対象者及び特例措置の適用時期

○2025年4月の統合時に本町田東小学校学区に居住する在校生の小中継続時の特例措置

対象		通学可能校		適用年度
学年	生年月日	指定校	特例措置による 選択可能校	
統合時の6年生	2013.4.2～2014.4.1	町田第三中学校	薬師中学校	2026年度入学
統合時の5年生	2014.4.2～2015.4.1			2027年度入学
統合時の4年生	2015.4.2～2016.4.1			2028年度入学
統合時の3年生	2016.4.2～2017.4.1			2029年度入学
統合時の2年生	2017.4.2～2018.4.1			2030年度入学

## (2) 今後の学校統合時における対応について

### ① 本特例措置の就学制度における取り扱い

本特例措置については、「町田市就学指定校変更許可基準」における「指定校変更を許可する事由」として新たに規定します。事由名は「学校統合に伴う小中学校の継続」とし、許可基準の内容は、「小学校の学校統合に伴い継続する中学校の通学区域全体が変更となった場合で、変更前の指定校へ通学することを希望する場合」とします。

○指定校変更基準に追加する事由			
事由	許可基準	対象	許可期間
学校統合に伴う小中学校の継続	小学校の学校統合に伴い継続する中学校の通学区域全体が変更となった場合で、変更前の指定校へ通学することを希望する場合	統合時の在校生 (新入学者を除く)	卒業まで

### ② 新たな学校づくり基本計画が策定されている5地区における対応

新たな学校づくり基本計画を策定している5地区で本特例措置が適用となる学区は、本町田東小学区及び町田第三小学区です。

町田第三小学区に居住する統合時の在校生についても、本町田東小学区と同様の特例措置を適用することとします。



町三小学区から本町田ひなた小へ通学する統合時の在校生（2028年度の2年生から6年生）は、中学校への進学時に指定校である町三中以外に、現町三小学区の中学校の指定校である町一中も選択できる。（現町三小の薬師中学区は薬師中も選択できる。）

○2028年4月の統合時に町田第三小学校学区に居住する在校生の小中継続時の特例措置

対象		通学可能校		適用年度
学年	生年月日	指定校	特例措置による 選択可能校	
統合時の6年生	2016.4.2～2017.4.1	町田第三中学校	町田第一中学校 (薬師中学校 ※)	2029年度入学
統合時の5年生	2017.4.2～2018.4.1			2030年度入学
統合時の4年生	2018.4.2～2019.4.1			2031年度入学
統合時の3年生	2019.4.2～2020.4.1			2032年度入学
統合時の2年生	2020.4.2～2021.4.1			2033年度入学

※現町三小学区のうち薬師中の学区に居住する在校生は、薬師中か町一中どちらかを選択できる

### 3. 特例措置の周知等について

本特例措置については、2024年6月10日に本町田東小学校の全保護者へ文書により周知しました。

また、本町田東小学校の在校生については、2024年4月から5月の期間で2025年度からの学区外通学の申請を受け付けていますが、本特例措置が設けられることにより選択に変更が生じることも想定できるため、変更申請を **2024年11月末**まで受け付けることとします。